

明石市議会のあるべき姿

明石市議会議員のあるべき姿

平成20年1月

明石市議会

はじめに

今の社会状況を表すキーワードとして「本格的な地方分権の進展」、「人口減少・少子高齢社会の到来」、「不安定な経済情勢」、「厳しい財政状況」、「グローバル化」、「情報化」などが思い浮かびます。それぞれ色々な要素はありますが、一つ言えることは、私たちは大きな時代の変革期に直面し、そして、明石市もこの大きな時代の流れの中にいるということです。

この「明石市議会のあるべき姿」、「明石市議会議員のあるべき姿」は、このような困難な状況においても、明石市民が安全で安心してそして心豊かに暮らせるまちづくりを進めていかなければならないという市議会議員31人の強い思いのもと、昨年7月から設置されている自治基本条例検討委員会の「条例の項目である議会・議員の責務等は議会で検討してほしい」という依頼もあり、市民、行政、そして市議会という枠組みの中で、これからの市議会はどうあるべきか、議員はどうあるべきかを今一度、自ら問い、見つめ直したものです。昨年11月から計8回、各党派代表からなる代表者会において鋭意議論を重ね、このたび明石市議会の総意としてまとめました。今後は、自治基本条例検討委員会において、条例制定に向けた検討に十分活用、議論していただくとともに、明石市議会、明石市議会議員のこれからの活動の礎としてまいります。

明石市議会議長

井 藤 圭 湊

明石市議会のあるべき姿

基本理念

憲法第93条において、議会は地方公共団体の議事機関として設置するとされている。

明石市議会は、共に市民から選ばれる市長並びに議員からなる市議会という二元代表制のもと、議論を尽くして合意形成を図る合議制の意思決定機関として、多様な民意を市政に反映し、市民の負託に応えるため、市長とは独立、対等の立場で相互に牽制しながら、政策決定及び事務の執行についての監視、評価等を行うとともに自らも政策立案、政策提言を行う。

さらには、積極的に情報公開、市民参加を推進し、市民のための開かれた市議会を目指すとともに、時代の流れに的確に対応できるよう常に議会の活性化に取り組むものとする。

(1) 意思決定機能・監視機能の強化

明石市議会は、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視、調査を的確に行い、適正な執行を確保するなど、地方自治法に規定される議会の権限の行使について、市民本位の立場から真摯に取り組む。

※地方自治法に規定されている主な議会の権限（機能）

第 9 6 条	議決事件
第 9 8 条	検閲・検査及び監査の請求
第 9 9 条	意見書の提出
第 1 0 0 条第 1 項	調査・出頭証言及び記録の提出請求

(2) 情報公開、市民参加、説明責任

明石市議会は、市民の直接選挙で選ばれた議員によって構成されていることを強く自覚し、市政や市議会について分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。そのため、議会の様々な活動状況を積極的に発信するとともに、市民の声をより一層把握し、市政に反映するために、市民参加を推進するなど、市民に分かりやすい、参加しやすい開かれた市議会を目指す。

(3) 自由討議

明石市議会は、議会が言論の府であること及び合議制の意思決定機関であることを認識し、会派内で十分に議論を尽くした上で、会議における議員相互の自由討議によって合意形成を図る。

(4) 政策立案

明石市議会は、意思決定及び監視機能のみならず、地域の実情と市民ニーズを的確に把握し、政策の立案や提言を行う。そのため、議員個々の資質の向上はもとより、市議会事務局の体制充実を図る。

明石市議会議員のあるべき姿

(1) 公正・誠実な職務の遂行

明石市議会議員は、市民の代表者として、自らの役割と責務を常に認識し、言動に責任を持ち、公平・公正に職務を遂行する。また、合議制の意思決定機関の一員として、十分議論を尽くし、決定事項については、市議会の総意として遵守する。

(2) 自己研鑽・政治倫理の確立

明石市議会議員は、市民の意見を的確に捉え、市政に反映させていくために、自己の能力の向上に努め、また、議員としての行動規範や道理をわきまえ、責務を誠実に果たす。

(3) 住民との意見交換・参加

明石市議会議員は、市議会全体として、また、個々の議員として、様々な機会を通じて情報提供を行うとともに、市民の意見の把握や積極的な情報収集に努める。

(4) 市民全体の利益

明石市議会議員は、常に全体の奉仕者として、一部の利益だけではなく、市民全体の利益を優先して行動し、市民福祉の増進に努める。

(5) 政策提案能力の向上

明石市議会議員は、監視力、審査能力、情報分析能力の向上のみならず、自ら有する政策提案や市政調査等の権限を積極的に活用するため、政策形成や立案能力の向上に努める。